

クロスボウの規制と無償引取について

クロスボウは所持禁止になります!!

(通称：ボウガン)

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。
改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



? 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

? 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。（施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。）

? 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は施行前でも受け付けています。）

改正法や警察署への
持ち込みに関する詳細は
警察庁ホームページにて



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

警察庁・石川県警察

令和3年6月16日、改正銃砲刀剣類所持等取締法が公布され、公布の日から9か月以内の政令で定める日に施行されることとなりました。

これにより、施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制となります。

現在、クロスボウを所持している方は、改正法施行日から6か月の間に

- 所持許可を申請する
- 廃棄する
- 適法所持できる方に譲り渡す

ことが必要です。

クロスボウを処分したい場合は、無償で引き取りしています。

詳しくは、石川県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

石川県警察本部生活安全企画課
電話：076-225-0110（代表）